3　法第四十一条の三第一号ホに規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　株式会社　会社法第四百三十五条第二項又は第四百四十一条第一項に規定する書類

二　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社　同法第五十四条の三第二項に規定する書類

三　会社法第二条第二号に規定する外国会社又は保険業法第二条第十項に規定する外国相互会社　日本における前二号に掲げる法人と同種の法人又は最も類似する法人の種類に従い、当該各号に定める書類と同種又は類似の書類

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社　同法第百二条第二項に規定する書類

本則に次の一章を加える。

第六章　自動車重量税法等の特例

（被災自動車等に係る自動車重量税の還付）

第十八条　法第四十五条第二項に規定する東日本大震災を原因として軽自動車の使用を廃止したものとして財務省令で定めるものは、被災届出軽自動車（同項に規定する被災届出軽自動車をいう。以下この条において同じ。）に係る軽自動車届出済証（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項に規定する軽自動車届出済証をいう。次項において同じ。）を、東日本大震災を原因として被災届出軽自動車が滅失し、又は被災届出軽自動車の用途を廃止した場合において、同令第六十三条の六第一項の規定に基づき、運輸監理部長又は運輸支局長に返納する手続がされたものとする。

2　令第三十五条第七項第五号に規定する財務省令で定める事務は、被災届出軽自動車に係る軽自動車届出済証の返納の事務とする。

（印紙税の非課税の対象となる消費貸借に関する契約書の要件）

第十九条　令第三十七条第二項第一号イに規定する財務省令で定める条件は、貸付金の貸付限度額、償還期間、返済の方法、使途、担保（保証人の保証を含む。）の提供、借換えの可否又は保証料の料率とする。

2　令第三十七条第五項第二号に規定する財務省令で定める要件は、貸付金の償還期間が一年以上であること及びその金銭の貸付けの条件が同項に規定する被災者等に該当しない場合の条件に比して不利なものでないこととする。

（東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わる文書の作成を求めようとする旨の届出書の記載事項）

第二十条　法第四十八条第二項の規定による届出書には、同条第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めようとする旨のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二　法第四十八条第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めようとする同条第二項に規定する金融機関の営業所等の所在地

三　法第四十八条第一項に規定する滅失文書に代わるものとして作成を求めようとする同項各号に掲げる文書ごとの作成予定数量

四　その他参考となるべき事項

（東日本大震災の被災者が作成する船舶又は航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

第二十一条　令第四十一条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した船舶であること又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

一　船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの

二　漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの

三　船員法第十九条の規定による報告（同条第一号に係るものに限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則第十五条の規定による地方運輸局長の証明があるもの

四　小型船舶登録原簿に記載されている事項を証明した書面で当該小型船舶の登録が抹消された事実を証するもの

五　当該船舶につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

2　令第四十一条第五項において準用する同条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した航空機又は東日本大震災により損壊したため取り壊した航空機であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

一　航空機登録原簿の謄本又は抄本で当該航空機の登録が抹消された事実を証するもの

二　当該航空機につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下「改正法」という。）附則第十七条第一項に規定する被災者等、同条第五項に規定する被災者等又は同条第七項に規定する被災者等（以下この条において「被災者等」と総称する。）が改正法附則第十七条第二項、第四項、第六項又は第八項の規定に基づき登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十一条第二項の請求をする場合には、登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）第三十一条第二項の請求書に、次の各号に掲げる被災者等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して提出しなければならない。この場合において、当該被災者等に係る同法第三十一条第二項及び第八項第四号の規定の適用については、これらの規定中「当該登記等を受けた日」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日の翌日」とする。

一　改正法附則第十七条第二項の規定の適用を受けようとする被災者等　改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「新令」という。）第十五条第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び当該被災者等が同条第二項各号に掲げる者である場合には当該各号に定める書類

二　改正法附則第十七条第四項の規定の適用を受けようとする被災者等　前号に定める書類及び新令第十六条各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類

三　改正法附則第十七条第六項の規定の適用を受けようとする被災者等　新令第十六条の二第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び当該被災者等が同条第二項各号に掲げる者である場合には当該各号に定める書類

四　改正法附則第十七条第八項の規定の適用を受けようとする被災者等　新令第十七条の三第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び当該被災者等が同条第二項の相続人である場合には同項の書類

○財務省令第九十四号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

財務大臣　安住　淳

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表七㈠の表中

被害資産の原状回復のための費用の額

を

被害資産の原状回復のための費用及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額

に改める。